

件 名

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則について

提出理由

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の改正に伴い、埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

概 要

1 専決処理した理由

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例が県議会令和7年2月定例会において成立し、規則の制定について緊急に処理する必要性が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

2 専決処理の状況

(総務課)

- (1) 専決処理した規則
埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則
- (2) 専決処理日
令和7年3月27日
- (3) 規則の公布日
令和7年3月28日

根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則の制定について

1 規則の概要

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第2項に基づき定める宿泊料の額及び宿泊料基準額を超えて実費支給とする場合を、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則(以下、規則という。)の例によることとする。

2 規則の例により支給する宿泊料の額

(1) 宿泊料の支給額

宿泊料基準額と現に支払った額のいずれか少ない額

内国旅行

宿泊する都道府県	宿泊料基準額 (一夜につき)
埼玉、東京、京都	40,000円
福岡	38,000円
千葉	36,000円
神奈川、新潟	34,000円
香川	32,000円
熊本	29,000円
北海道、岐阜、大阪、広島	27,000円
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	25,000円
青森、秋田、茨城、富山、長野、 愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、 佐賀、長崎、大分、沖縄	23,000円
宮城、山形、栃木、群馬、福井、 岡山、徳島、愛媛	21,000円
岩手、石川、静岡、三重、島根	19,000円
福島、鳥取、山口	17,000円

外国旅行

主要都市の一部を記載

宿泊する都市	宿泊料基準額 (一夜につき)
米・ボストン	94,000円
米・ニューヨーク	91,000円
米・ワシントン	86,000円
米・サンフランシスコ、ホノルル	78,000円
米・シカゴ、英・ロンドン	70,000円
米・デトロイト、サウジアラビア・リヤド	69,000円
米・シアトル、ロサンゼルス	67,000円
スイス・ジュネーブ、仏・パリ	61,000円
シンガポール・シンガポール	54,000円
中・香港、エジプト・カイロ	51,000円
伊・ローマ、アラブ首長国連邦・アブダビ	48,000円
豪・キャンベラ、シドニー	46,000円
韓・ソウル、ケニア・ナイロビ	42,000円
独・ベルリン	40,000円
オーストリア・ウィーン	38,000円
露・モスクワ	34,000円
タイ・バンコク、トルコ・イスタンブール	32,000円
マレーシア・クアラルンプール	22,000円
中・重慶	18,000円

(2) 特別な事情がある場合として宿泊料基準額を超えて宿泊のために現に支払った費用の額を宿泊料の額とする場合

(1)にかかわらず、次のいずれかに該当すると認める場合は、宿泊のために現に支払った費用の額を宿泊料の額とする。

- ・会議等に参加する場合で、当該会議の主催者から宿泊施設の指定があり、旅行者に宿泊施設を選択する余地がなく当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- ・公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件に該当するとして最も安価な宿泊施設を選択するとき。

3 施行期日

令和7年4月1日

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則

埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）第三条第二項の埼玉県教育委員会規則で定める額及び場合は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例施行規則（令和七年埼玉県規則第三十号）の例による。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。